

議員提出議案第9号

**大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
特例に関する条例の一部を改正する条例案**

本案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月29日

大阪市会議長 東 貴 之 様

提 出 者

荒 木 肇	山 本 長 助	黒 田 當 士
加 藤 仁 子	西 徳 人	明 石 直 樹
高 山 仁	山 中 智 子	井 上 浩

(別 紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第96号）の一部を次のように改正する。

「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

現在実施している市会議員の報酬月額の特例措置について、その期間を延長するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

〔傍線は削除  
太字は改正〕

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
特例に関する条例（抄）

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）に基づく市会議員の報酬月額は、平成21年4月1日から平成28年3月31日まで  
**平成29年3月31日**

の間において、同条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の12に相当する額を減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、同条例第5条第2項の規定による期末手当の額の算定の基礎となる報酬月額は、同条例第2条に規定する額とする。